

|       |
|-------|
| 会 議 録 |
|-------|

|                      |   |
|----------------------|---|
| 会 議 の 名 称            | 令和5年度第3回 枚方市地域包括支援センター運営等審議会  |
| 開 催 日 時              | 令和5年12月25日（月） 14時～15時   |
| 開 催 場 所              | 枚方市役所 別館4階 第2委員会室   |
| 出 席 者                | 山田 委員、山本 委員、明石 委員、遠竹 委員、中尾 委員、室田 委員、谷口 委員   |
| 欠 席 者                | 秦 委員、緒方 委員、金田 委員  |
| 案 件 名                | 1. 枚方市地域包括支援センター運営等審議会委員の改選に伴う会長・副会長の選任について<br>2. 各枚方市地域包括支援センター実績報告について<br>3. 枚方市地域包括支援センター（包括的支援事業）・指定介護予防支援事業所（介護予防支援事業）の实地指導の結果について   |
| 提出された資料等の名称          | 資料①-1 介護予防支援委託状況報告書（令和5年4月～10月）<br>資料①-2 包括的支援事業実績報告書（令和5年4月～10月）<br>総合相談<br>資料①-3 包括的支援事業実績報告書（令和5年4月～10月）<br>活動報告<br>資料②-1 地域包括支援センター（包括的支援事業）实地指導結果<br>資料②-2 指定介護予防支援事業所实地指導結果 |
| 決 定 事 項              | 1. 案件1について報告<br>2. 案件2について報告<br>3. 案件3について審議  |
| 会議の公開、非公開の別及び非公開の理由  | 非公開<br>枚方市情報公開条例第5条第1号、3号、6号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議等を行うため。  |
| 会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由 | 公表<br>枚方市情報公開条例第5条第1・3・6号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議、報告を行う会議の会議録のため、運営候補者決定、委託法人の評価に係ることの非公開部分については、結果のみ公開する。また発言者は非公開とする。  |
| 傍 聴 者 の 数            | —————   |
| 所 管 部 署              | 健康福祉部 福祉事務所 健康福祉総合相談課   |

|           |  |
|-----------|--|
| 審 議 内 容   |  |
| ( 事 務 局 ) |  |

## 1 議 題

### 【案件1】枚方市地域包括支援センター運営等審議会委員の改選に伴う会長・副会長の選任について

事務局：会長・副会長の選出について、条例では互選による選出となっております。  
会長・副会長の立候補又はご推薦がありましたら、お願いいたします。立候補  
又は推薦がない場合には、事務局から推薦させていただきたいと思えます。

(立候補・推薦なし)

立候補や推薦がないようでしたら、恐縮ですが事務局から提案させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしとのことをございますので、会長に山田委員・副会長に秦委員をご提案させていただきます。なお、秦委員には、立候補や推薦がない場合、事務局から副会長として推薦させていただくことを事前にご承諾いただいております。いかがでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしとのことをございますので、会長に山田委員・副会長に秦委員を決定させていただきます。

事務局：それでは、案件に入ります前に、当審議会は「枚方市情報公開条例第5条6号」の規定により、会議は非公開で議事録は公開との確認をして開催をいたしました  
が、審議会は原則公開であること、委員の交代があったことにより、再度本審議会の公開については委員のご意見を伺います。

5条6号の内容は「実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部または相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当な利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの」となっております。

それでは、当審議会の公開について、会長よろしくお願ひします。

会長：事務局の説明があったように原則公開ということですが、ご意見いかがでしょうか。

(意見なし)

会 長：今までどおり会議は非公開で、会議録は公開ということでよろしいか。  
(異議なしのため会議は非公開で決定)

**【案件2】各枚方市地域包括支援センター実績報告について**

資料①-1 介護予防支援委託状況報告書（令和5年4月～10月）

資料①-2 包括的支援事業実績報告書（令和5年4月～10月）総合相談

資料①-3 包括的支援事業実績報告書（令和5年4月～10月）活動報告

委 員：資料①-2の相談件数について、相談総件数が減少し相談実人数が増加している理由として、新型コロナウイルス感染症が少しずつ収まりを見せていることの影響が考えられますでしょうか。

事 務 局：相談総件数の減少について、新型コロナウイルス感染症の感染縮小が影響している可能性はあると思います。一方で、相談実人数については、毎年増加傾向にあります。

委 員：新型コロナウイルス感染症の影響がない場合でも、高齢化は進行しており、相談実人数は増加する傾向になると思います。相談件数が大きく増加することとなれば、地域包括支援センターの職員数についても協議する必要があると考えます。

委 員：虐待相談の件数について、センターごとで差がありますが、どのような要因があるのでしょうか。

事 務 局：1人の対象者に対して、複数回の対応が必要となる場合があり、件数に差が生じることがあります。

委 員：相談件数や要支援者数の増加に伴い、センターから規定人数の増員に係る要望等はないのでしょうか。

事 務 局：相談件数の増加及び相談内容の重みが増すことで業務負担も大きくなっていると聞いています。現在の人員配置は高齢者人口に応じて設定しており、3年前と状況が大きく変わらないことから、現時点で次期契約において増員は考えておりません。ただ、センターの運営状況等に応じて適切な人員配置についても対応していく必要があると考えています。

委員：人員の増員は必要となると考えますが、増員の時期や増員幅については、慎重に協議を重ねることになると思います。

事務局：第2回地域包括支援センター運営等審議会でご指摘のあった活動件数が少ないセンターについて、包括的支援事業における実地調査として9月と11月にセンター事務所にて今後の活動に対しての方針、見通しの確認を実施しました。年度当初から立て続けに職員の入れ替わりがあり、センターとしての人員体制を整えることに時間を要しましたが、今後については地域・関係機関と関係構築しながら積極的に活動を進めていくとの方針を確認しました。事業計画で遅れている取り組みについても主に年明けに進めていくと聞き取っています。今後も継続して活動状況を確認していきます。

委員：当該センターは活動件数だけでなく相談件数も少ないですが、滞りなく地域からの相談を受け付けできているのか心配です。

事務局：相談対応は滞りなく対応できていると確認しております。地域活動数と活動先で受け付ける相談数も比例するところがあり、他と比較して相談件数が伸びていないものと考えられます。

委員：規定人数を下回る場合において、枚方市が運営法人に支払う委託料はどうなるのでしょうか。

事務局：法人と覚書を取り交わしており、仕様書上定められた人員が満たされなかった月から4月目に到達するまで欠員が継続された場合、以降、委託料から1月当たりで決められた返還金が発生します。

委員：資料①-3について、「地域活動」における「元気づくり・地域づくり会議で提案された地域活動への参加・出席」の件数が計上されていないセンターがいくつかありますが、これは地域によって差がでるもののでしょうか。会議自体が行われていないということでしょうか。

事務局：「会議等」における「元気づくり・地域づくり会議」は、資料にあるとおり全てのセンターで行われており、「地域活動」における「元気づくり・地域づくり会議で提案された地域活動への参加・出席」は、当該会議にて提案された活動への参加実績に係るものになります。コロナ禍により地域活動に慎重な地域では会議にて活動を実施するという意見に至らないことがあります。また、予定されている活動が下半期の場合にはまだ反映されていないこともあります。

**【案件3】 枚方市地域包括支援センター（包括的支援事業）・指定介護予防支援事業所（介護予防支援事業）の实地指導の結果について**

資料②-1 地域包括支援センター（包括的支援事業）实地指導結果

資料②-2 指定介護予防支援事業所实地指導結果

委員：資料②-2の指摘事項はどのような内容でしょうか。

事務局：訪問した際の記録はシステムで「訪問」を選択し入力をするようになりますが、「電話」を選択し入力していたなど、軽易な入力誤りを確認しました。軽易なシステムへの入力誤りであったため、現地で正し、口頭指摘としています。

委員：複数のセンターにて同様のシステムへの入力誤りがあるのならば、防止策を講じるシステム改修はできるのでしょうか。

事務局：今後のシステム改修時に確認します。

委員：資料②-1についてですが、他の資料は他の資料の集計期間は令和5年4月から10月までとなっていますが、当該資料のみ11月末時点の評価になっている違いは为什么呢。

事務局：センターから提出された自己評価表を当課において評価した時期が11月末であるため、当該資料は令和5年11月末時点と記載させていただいています。

委員：先ほどの資料説明で活動報告が少ないセンターについては、どのような評価になるのでしょうか。

事務局：仕様書の内容が実施されているかという点では直ちに改善が必要であるという評価とはなりませんでしたが、今後より一層、積極的に地域活動等に取り組んでいただく必要があるため、引き続き運営状況の把握に努めていきます。

委員：資料②-1の個別地域ケア会議に関する項目の評価について、資料①-3で「個別地域ケア会議」を開催していないセンターについては、どのように整理されていますか。

事務局：ご指摘いただいている項目について、個別地域ケア会議と自立支援型地域ケア会議の両方を評価するものとしており、個別地域ケア会議を行っていないセンターにおいては、自立支援型地域ケア会議の開催実績をもって、評価させていただいております。

委員：夜間や休日に相談対応するセンター職員に対して、休日手当等は支給されているのでしょうか。休日に対応しなければならないというのは負担になると思いますので、今後休日に相談を受ける体制も考える必要が出てくるのではないかと思います。

事務局：委託料において、休日手当という名目で支給はしておりません。数年前に委託料を増額した際に夜間・休日の体制へ反映してもらいたい旨を伝えたことがありますが、各法人ごとの対応となっております。

委員：各法人によって対応が違い、現状では市から統一した体制を運営法人に依頼することは難しいと思いますが、将来的には夜間・休日の体制やそれに伴う委託料などについて考える必要が出てくると思います。

会長：案件は以上になります。実地指導の結果を踏まえ、各センターの委託契約に係る更新について審議したいと思います。契約更新をすることに対して、問題ないでしょうか。

全員：異議なし。

事務局：これもちまして、令和5年度第3回枚方市地域包括支援センター運営等審議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。